

医政発 0331 第 69 号
令和 7 年 3 月 31 日

各
〔 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 〕 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

医療法施行規則及び地域医療連携推進法人会計基準の一部を改正する
省令の公布について (通知)

医療法施行規則及び地域医療連携推進法人会計基準の一部を改正する省令 (令和 7 年厚生労働省令第 28 号。以下「改正省令」という。) について、別紙のとおり令和 7 年 3 月 27 日に公布されました。

改正省令の趣旨及び内容は下記のとおりですので、貴職におかれては、十分御了知の上、管内市町村 (特別区を含む。) を始め、関係者、関係団体等に周知をお願いいたします。

記

第 1 改正の趣旨

- 1 医療法 (昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。) 第 52 条第 1 項の規定 (同法第 70 条の 14 において読み替えて準用する場合を含む。) により、医療法人及び地域医療連携推進法人は、厚生労働省令で定めるところにより、毎会計年度終了後 3 月以内に事業報告書等を都道府県知事に届け出なければならないとされている。また、同法第 69 条の 2 第 2 項の規定により、医療法人は、厚生労働省令で定めるところにより、当該医療法人が開設する病院又は診療所ごとに、その収益及び費用その他の厚生労働省令で定める事項 (以下「経営情報等」という。) を都道府県知事に報告しなければならないとされている。

医療法施行規則 (昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下「規則」という。) 第 33 条の 2 の 12 第 2 項及び第 38 条の 5 第 2 項においては、医療法人による事業報告書等及び経営情報等の届出等の方法について、電磁的方法を利用して医療法人又は地域医療連携推進法人と都道府県知事とが同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置として、厚生労働大臣が管理する電気通信設備の記録媒体 (医療機関等情報支援システム (G-MIS)) を用いることを規定している。当該措置について、利用者の利便性の向上を目指すとともに、データ収集と分析を一元的に行

えるよう、令和 7 年 4 月 1 日より独立行政法人福祉医療機構が管理する情報システムを用いることとするため、必要な改正を行う。

- 2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 29 号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、改正法による改正後の医療法（以下「改正後医療法」という。）第 70 条の 22 の規定に基づき、都道府県知事が地域医療連携推進法人の医療連携推進認定を取り消した場合の医療連携推進目的取得財産残額の取扱いについて、規則において、必要な規定を整備する。

第 2 改正の内容

- 1 規則第 33 条の 2 の 12 第 2 項及び第 38 条の 5 第 2 項に規定する電磁的方法を利用して医療法人又は地域医療連携推進法人与都道府県知事が同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置について、厚生労働大臣が管理する電気通信設備の記録媒体（G-MIS）に事業報告書等に記載された事項を内容とする情報を記録する措置から、独立行政法人福祉医療機構法（平成 14 年法律第 166 号）第 12 条第 1 項第 11 号に規定する福祉及び保健医療に関する情報システムに事業報告書等に記載された事項を内容とする情報を記録する措置に見直す。
- 2 改正後医療法第 70 条の 22 第 2 項第 3 号においては、医療連携推進目的取得財産残額の計算に当たり控除する額を規定している。当該規定中、医療連携推進目的事業財産以外の財産について医療連携推進業務を行うために費消し、又は譲渡する方法は、厚生労働省令で定める方法によるとしているところ、当該厚生労働省令で定める方法は、医療連携推進業務を継続することが困難な場合において、地域医療連携推進法人が保有する医療連携推進目的事業財産以外の財産を費消し、又は譲渡する方法とする。
- 3 その他、改正後医療法第 70 条の 22 第 2 項の施行に伴い、規則及び地域医療連携推進法人会計基準（平成 29 年厚生労働省令第 19 号）について規定の所要の整備を行う。

第 3 適用期日

改正省令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものとする。

第 4 関係通知の改正

改正省令の適用に伴う下記に掲げる関係通知の改正内容については、別途通知する。

○医療法人における事業報告書等の様式について（平成 19 年 3 月 30 日医政指発第 0330003 号）

○医療法人に関する情報の調査及び分析等について（令和 5 年 7 月 31 日医政発 0731 第 2 号）

○地域医療連携推進法人制度について（平成 29 年 2 月 17 日医政発 0217 第 16 号）